

一般社団法人TOKYO PLAY 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人TOKYO PLAYと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、東京都に在住するすべての子どもを中心に、「くらしの場所としての東京」「日本の首都としての東京」「世界都市としての東京」という立場から、遊ぶことを基盤とした成育環境の向上を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもが遊ぶことを中心とした成育環境の向上に関するキャンペーン・啓発活動
- (2) 子どもが遊ぶことを中心とした成育環境に関する調査・研究・コンサルティング・出版
- (3) 子どもが遊ぶことを中心とした成育環境に関する研修
- (4) その他、当団体の目的を達成するために必要な事業
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

<https://www.tokyoplay.jp/>

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)における社員とする。

- (1) 正会員:当法人の目的に賛同し、入会した者
- (2) 賛助会員:当法人の事業を賛助するために入会した者

(入会)

第6条 当法人に正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 正会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。当法人所定の様式により届け出ることにより、任意に退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 正会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2 社員総会は出席者がその発言を他者や他の会場に即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある電子的方法のもとで行うことができる。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会の議決に基づき決定し、代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各正会員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

- 第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
- 2 議事録には議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする

(選任等)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

- 第23条 当法人は、代表理事1名を置き、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(役員報酬等)

第26条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

- 第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保障すること、その他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

第28条 当法人に理事会を置く

2 理事会は、すべての理事をもって構成する

3 理事会は出席者がその発言を他者や他の会場に即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある電子的方法のもとで行うことができる。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は代表理事が招集する

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず一般社団法人法及び一般社団法人法に関する法律(以下「一般法人法」という。)第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出)

第36条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第37条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第38条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第39条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類を定時社員総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 本定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は贈与する。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第47条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

- 設立時理事 幾島 博子
- 設立時理事 石田 由紀子
- 設立時理事 嶋村 仁志
- 設立時代表理事 嶋村 仁志
- 設立時監事 中村 公美

(設立時社員の氏名及び住所)

第48条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 [REDACTED]

幾島博子

住所 [REDACTED]

石田由紀子

住所 [REDACTED]

大柄根明香

住所 [REDACTED]

加藤寛子

住所 [REDACTED]

川合麻沙美

住所 [REDACTED]

嶋村仁志

住所 [REDACTED]

関戸博樹

住所 [REDACTED]

高橋利道

住所 [REDACTED]

高橋希栄子

住所 [REDACTED]

渡邊龍彦

(法令の準拠)

第49条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人TOKYO PLAY設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年5月30日

設立時社員 幾島博子

設立時社員 石田由紀子

設立時社員 大柄根明香

設立時社員 加藤寛子

設立時社員 川合麻沙美

設立時社員 嶋村仁志

設立時社員 関戸博樹

設立時社員 高橋利道

設立時社員 高橋希栄子

設立時社員 渡邊龍彦